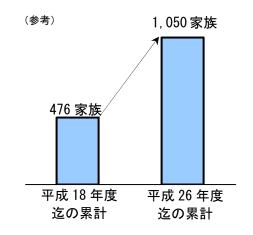
「多様な暮らし方を支援する住まいづくり」基本目標(1)の達成状況を示す指標

1) すまいづくり教室の参加家族数

住宅情報の提供と、住まいづくりはまちづくりにつながるといった住意識の啓発を図る上での指標として、住宅に対する知識を深め、地域づくりを担う人材を育む場である「すまいづくり教室」の参加家族数について、次のとおり設定します。

【 476家族 】(平成18年度迄の累計) → 【 1,050家族 】(平成26年度迄の累計)

※すまいづくり教室の内容を市ホームページに掲載する等,広く市民に提供していきます。



※すまいづくり教室:

住宅の新築、改築、改修を考えている家族や個人を対象に、様々な住情報の提供を行っている新潟市主催の講座。住宅及びその周辺環境をも含めた住環境に関する問題を共に学び、考えることで良好なすまいづくり・まちづくりに向けた意識啓発を図ることを目的としています。

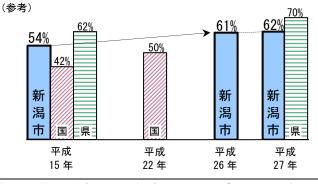
2) 子育て世帯における誘導居住面積水準の達成率

住宅ストックの質の向上を誘導し、ライフスタイルや世帯人数等に応じて、豊かで多様な 住生活の実現に向けた指標として、子育て世帯における誘導居住面積水準が確保された世帯 の割合について、次のとおり設定します。

【 54% 】(平成 15 年) → 【 61% 】(平成 26 年)

※子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

※誘導居住面積水準:16ページ参照



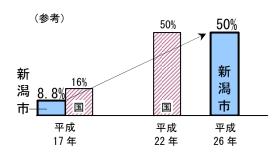
※住生活基本計画 (全国計画) における 指標 (図中の「国」) 及び新潟県住生 活基本計画における指標 (図中の 「県」) との比較

- (注) ・上記も含め、以降の(参考)図中の棒グラフにおける「国」は、平成18年9月19日閣議決定の住生活基本計画(全国計画)における国が設定した指標数値を表し、「県」は、平成19年3月策定の新潟県住生活基本計画における新潟県が設定した指標数値を表しています。
 - ・にいがた住まいの基本計画は、計画期間を平成 18 年度から平成 26 年度までの 9 年間としていますが、前述の住生活基本 計画(全国計画)及び新潟県住生活基本計画の計画期間は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間としています。
 - ・(参考) 図中に、「国」又は「県」の表記がない指標については、本市が独自に設定した指標です。(ただし、指標のうち、基本目標(1)-6) 市営住宅の供給戸数、基本目標(2)-5) 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録戸数は除く。)

3) 住宅性能表示の実施率

住宅を選択する消費者に向けた情報提供等、住宅流通の適正化に向けた指標として、新築 住宅における住宅性能表示の実施率について、次のとおり設定します。

【 8.8% 】(平成17年度) → 【 50% 】(平成26年度)



※住生活基本計画(全国計画)における指標 (図中の「国」)との比較。

※住宅性能表示制度:

良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき運用される制度。

制度を利用するメリットとしては、住宅の性能が、構造の安定に関すること等、10分野の事項で示され、希望する性能の住宅の取得ができることや、国登録の第三者機関による設計図書の評価や施工・完成段階の現場検査を受けられます。また、地震保険料の優遇(最大30%)や、住宅ローンの金利優遇(住宅金融支援機構の【フラット35】Sにおいて当初5年間の融資金利0.3%優遇)等のメリットがあります。

※住宅性能表示制度における10分野とは:

- ①構造の安定(耐震等級 等級○ 等)
- ②火災時の安全(耐火等級 等級○ 等)
- ③劣化の軽減(劣化対策等級 等級○ 等)
- ④維持管理・更新への配慮(維持管理対策等級 等級○ 等)
- ⑤温熱環境(省エネルギー対策等級 等級○ 等)
- ⑥空気環境(ホルムアルデヒド発散等級 等級〇, 濃度測定等)
- ⑦光・視環境(単純開口率)%等)
- ⑧音環境(重量床衝撃音対策等級 等級○ 等)
- ⑨高齢者等への配慮(高齢者等配慮対策等級 等級○)
- ⑩防犯 (開口部の進入防止対策)

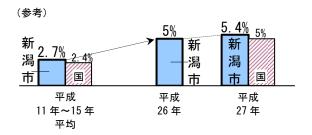
住宅性能表示制度を利用した住宅は、左記10分野全てに関する性能の評価が行われ(⑧音環境のみ任意),その結果が住宅性能評価書として交付されます。なお、性能評価書に表示される等級や数値等は、建築主等がどのような性能の住宅を希望するかにより異なりますが、共通ルール(基準)に従って表示されるため、住宅を買う時や建てる時に、住宅の性能を比較したり、希望する性能の住宅を手に入れることができます。

4) リフォームの実施率

既存住宅ストックの適正な保全等,住宅を長く大切に使う社会の実現に向けた指標として, リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合について,次のとおり設定します。

【 2.7% 】 (平成11年~平成15年平均) → 【 5 % 】 (平成26年)

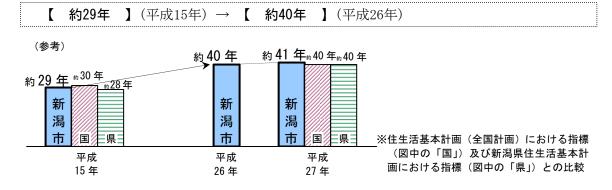
※リフォーム:増改築、耐震工事及び高齢者等のための設備の工事(階段や廊下の手すりの設置、屋内の段差の解消等)



※住生活基本計画(全国計画)における指標 (図中の「国」)との比較

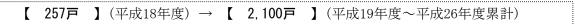
5) 住宅の利活用期間 (滅失住宅の平均築後年数)

多様な住まい方やニーズに対応した良質な住宅の供給や,既存住宅ストックの適正化,住 宅流通の活性化等の指標として,住宅の利活用期間について,次のとおり設定します。

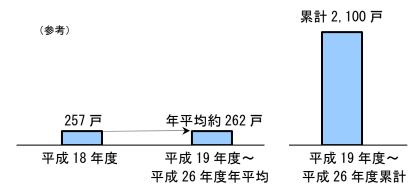


6) 市営住宅の供給戸数

市営住宅の適切な維持・改善や建替え等の指標として、市営住宅の供給戸数について、次のとおり設定します。



※市営住宅供給戸数:空家募集及び建替え等による入居戸数



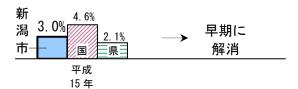
7) 最低居住面積水準の未満率

健康で文化的な住生活を営む基礎として最低限必要な住宅の面積を確保し、居住の安定の確保を図る上での指標として、最低居住面積水準が確保されていない世帯の割合について、 次のとおり設定します。

【 3.0% 】(平成15年) → 【 早期に解消 】

※最低居住面積水準:17ページ参照

(参考)



※住生活基本計画(全国計画)における指標 (図中の「国」)及び新潟県住生活基本計 画における指標(図中の「県」)との比較

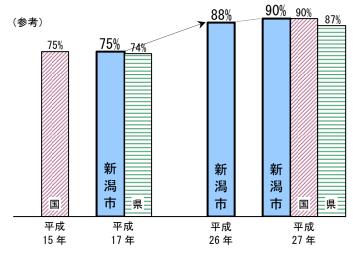
「人と環境にやさしく,安心・安全な住まいづくり」基本目標(2)の達成状況を示す指標

1) 住宅の耐震化率

地震から市民の生命と財産を守るため、住宅の基礎的な安全性の確保に向けた指標として、 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率について、次のと おり設定します。

【 75% 】【平成17年度】 → 【 88% 】(平成26年度)

※新潟市建築物耐震改修促進計画では、平成27年度末までの耐震化率の目標を90%としています。



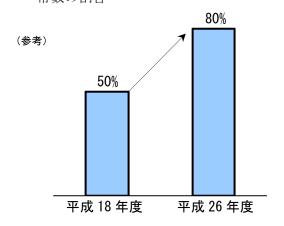
※住生活基本計画(全国計画)における指標 (図中の「国」)及び新潟県住生活基本計 画における指標(図中の「県」)との比較

2) 自主防災組織の結成率

防災性の高い住環境づくりの指標として、自助としての市民一人ひとりの防災意識、共助 としての地域コミュニティの防災力の向上を目指す自主防災組織の結成率について、次のと おり設定します。

【 50% 】(平成18年度) → 【 80% 】(平成26年度)

※結成率は、自治会に加入している全世帯数に対する、自主防災組織に所属している世帯数の割合



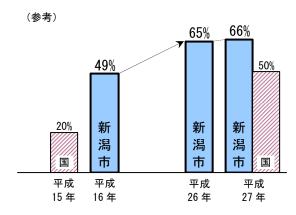
※自主防災組織:

地震,風水害,火災等の災害が発生し, 又は発生する恐れがある場合に被害を防 止し,若しくは軽減し,又は予防するため, 住民が自主的に結成し運営する組織

3) 長期修繕計画に基づく修繕積立を行っているマンション管理組合の割合

分譲マンションの適正な維持管理に向けた指標として,長期修繕計画に基づく修繕積立を行っているマンション管理組合の全体に対する構成比について,次のとおり設定します。





※住生活基本計画(全国計画)における指標(図中の「国」)との比較

※国の指標数値は、25 年以上の長期修繕計画に基づく 修繕積立を行っているマンション管理組合の割合

※長期修繕計画:

建物を長期にわたって良好に維持・管理 していくためには、一定の年数の経過ごと に計画的に修繕を行っていくことが必要 であり、建物の部分、修繕時期、必要とな る費用等について、あらかじめ定める計画 のこと。

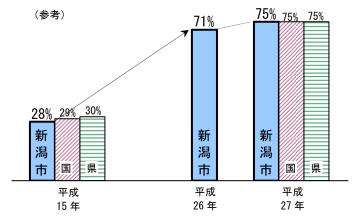
4) 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率

高齢者が安心して暮らせる住環境に関する指標として,高齢者が居住する住宅のうち,バリアフリー化が施された住宅ストックの割合について,次のとおり設定します。

ア 一定のバリアフリー化

【 28% 】(平成 15 年) → 【 71% 】(平成 26 年)

※一定のバリアフリー化:玄関、トイレ、浴室、脱衣所、廊下、階段、居住室等のうち、2箇所以上手すりが設置されている又は屋内の段差がない住宅



※住生活基本計画(全国計画)における指標(図中の「国」)及び 新潟県住生活基本計画における指標(図中の「県」)との比較

※バリアフリー:

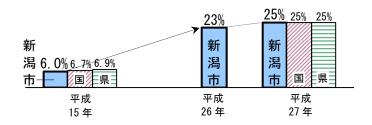
段差の解消,手すりの設置等により,高齢者や身体障害者等の生活や 活動に不便な障害・障壁を取り除く こと。

イ 高度のバリアフリー化

【 6.0% 】(平成 15 年) → 【 23% 】(平成 26 年)

※高度のバリアフリー化:玄関、トイレ、浴室、脱衣所、廊下、階段、居住室等のうち、 2箇所以上手すりが設置されており、屋内の段差がなく、車椅子で通行可能な廊下幅 を有している住宅

(参考)

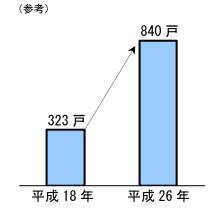


※住生活基本計画(全国計画)における指標(図中の「国」)及び 新潟県住生活基本計画における指標(図中の「県」)との比較

5) 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録戸数

高齢者が自立し安心して暮らせる住環境の創出に向けた指標として,高齢者であることを 理由に入居を拒まない高齢者円滑入居賃貸住宅の登録戸数について,次のとおり設定します。

【 323戸 】(平成18年) → 【 840戸 】(平成26年)



※高齢者円滑入居賃貸住宅:

高齢者の居住の安定確保に関する法律により創設され、高齢者の入居を拒まない(つまり円滑に入居できる)賃貸住宅をいいます。

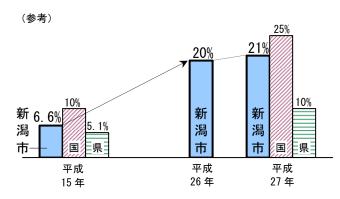
なお,この住宅を,貸主から都道府県知事または 各都道府県の指定登録機関に登録してもらい,入居 希望者に情報提供する制度を高齢者円滑入居賃貸住 宅登録制度といいます。

6) 共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率

住宅のユニバーサルデザイン化に関する指標として、共同住宅のうち、道路から各戸の玄 関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率について、次のとおり設定しま す。

【 6.6% 】(平成15年) → 【 20% 】(平成26年)

※個人の努力のみではユニバーサルデザイン化が困難な共同住宅の共用部分について指標を設定



※ユニバーサルデザイン:

高齢者や障害者にとって使いやすい デザインを普遍化し、「すべての人が等 しく使いやすく快適に生活できる」こと を目指しデザインをするという考え方 です。

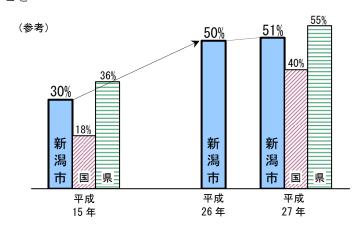
※住生活基本計画(全国計画)における指標(図中の「国」)及び 新潟県住生活基本計画における指標(図中の「県」)との比較

7) 省エネルギー対策率

環境問題への対応及び住宅の質の向上に向けた指標として、一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率について、次のとおり設定します。

【 30% 】(平成15年) → 【 50% 】(平成26年)

※一定の省エネルギー対策:全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用する こと



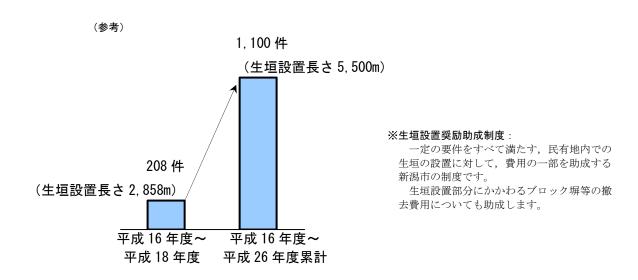
※住生活基本計画(全国計画)における指標(図中の「国」)及び 新潟県住生活基本計画における指標(図中の「県」)との比較

8) 生垣設置奨励助成の活用件数

環境にやさしい住まい・住環境づくりに関する指標として、生垣設置奨励助成の活用件数 について、次のとおり設定します。

【 208 件, 生垣設置長さ 2,858m 】 (平成 16 年度~平成 18 年度累計)

→ 【 1,100 件, 生垣設置長さ 5,500m 】 (平成 16 年度~平成 26 年度累計)



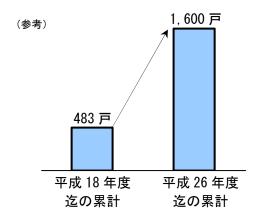
「地域の魅力を活かした良質な住まいづくり」基本目標(3)の達成状況を示す指標

1) 中心市街地における公的支援による住宅供給戸数

まちなか(都心)居住のニーズを満たす共同住宅の供給促進に関する指標として,中心市 街地における公的支援を受けた住宅の供給戸数について,次のとおり設定します。

【 483 戸 】 (平成 18 年度迄の累計) → 【 1,600 戸 】 (平成 26 年度迄の累計)

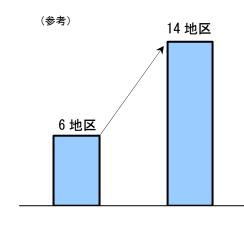
- ※中心市街地:新潟市中心市街地活性化基本計画(平成20年3月内閣総理大臣認定) で位置づけられた重点活性化地区及び活性化推進地区
- ※公的支援を受けた住宅の供給戸数:国または地方自治体の支援制度の活用により、民間によって供給される共同住宅の住戸数



2) 市街地再開発事業等の実施地区数

建物や敷地の共同化による市街地環境の整備等,中心市街地等における魅力的な住環境の 創出に関する指標として,市街地再開発事業,まちなか再生建築物等整備事業の実施地区数 について,次のとおり設定します。

【 **6地区** 】(平成18年度迄の累計) → 【 **14地区** 】(平成26年度迄の累計)



※市街地再開発事業:

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の 更新を図るため、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備 等を行う事業です。

具体的には、老朽化した建物が密集し、公共施設が不足しているような地域を対象に、敷地を共同化して中高層の共同 建築物に建替えるとともに、街路、駅前広場等の公共施設を 整備します。

※まちなか再生建築物等整備事業:

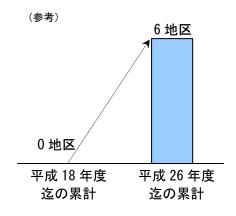
既成市街地において,土地利用の共同化,高度化等に寄与する優良な建築物の整備の促進を図ることにより,市街地環境の整備改善,市街地住宅の供給等を推進する事業です。国,地方公共団体による助成を受けることができます。

なお、まちなか再生建築物等整備事業という名称は、国の 優良建築物等整備事業の新潟市における別称です。

3) 美しい農村づくり事業の実施地区数

農村集落部の自然環境と調和した良好な景観形成等、良好な住環境の保全・形成に関する 指標として、美しい農村づくり事業実施地区数について、次のとおり設定します。

【 0地区 】(平成18年度迄の累計) → 【 6地区 】(平成26年度迄の累計)



※美しい農村づくり事業:

住民合意による田園景観・集落景観の形成に向け、 農村にかつてあった美しい景観を取り戻し、さらに それらを活用して市民が寄り道したくなるような美 しい農村の形成を目指す事業です。